

福井労働局発表  
平成27年5月1日

担当 福井労働局雇用均等室  
雇用均等室長 野添 雅恵  
地方短時間労働指導官 吉崎 広明  
電話 (0776)22-3947

## 子育てサポート企業(くるみん企業)を認定しています！

～平成26年度次世代育成支援対策推進法施行状況～

福井労働局(局長 加藤 滋穂)では、平成26年度の次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)の施行状況についてまとめましたので公表します。

### 1 認定状況 ～平成26年度に3社、平成27年度4月に1社認定、～

福井労働局は、平成26年度、次世代法に基づき「子育てサポート企業」を3社認定しました(認定企業の取組概要は別添1)。

また、平成27年4月に新たに1社認定し、県内の認定企業は合計22社、うち2回目認定企業は4社となりました(別添2)。

なお、株式会社日本ピーエスは、敦賀市で初の認定です。

#### 平成26年度認定企業

株式会社福邦銀行(福井市)【2回目】  
南越建設工業株式会社(越前市)  
株式会社吉村甘露堂(大野市)

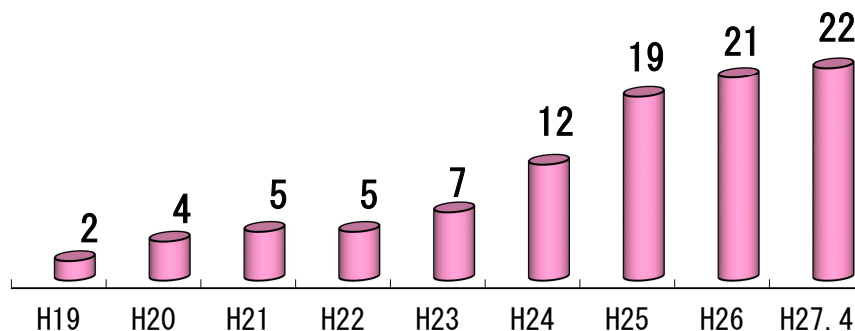
#### 平成27年度認定企業

株式会社日本ピーエス(敦賀市)



次世代認定マーク「くるみん」

県内認定企業数の推移



	福井県	富山県	石川県	全国計
認定企業数	21社	26社	20社	2,137社

(平成27年3月末現在)

## 2 認定のメリット

### ○認定マークの表示

認定を受けた企業は、くるみんマークを商品、求人広告等に表示し、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、従業員意識向上、優秀な人材の確保・定着が期待できます。

### ○税制優遇制度

事業所内保育施設等の次世代育成支援に資する資産の減価償却について、割増償却制度の適用を受けることができます(別添3)。

## 3 平成 27 年度の福井労働局の取組

### 1. 改正次世代法の周知

平成 27 年 4 月 1 日から改正次世代法が施行されました。

#### <改正のポイント>

#### (1)法律の有効期限が 10 年間延長

平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法でしたが、平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間延長されました。

#### (2)プラチナくるみん認定制度(特例認定制度)の創設

くるみん認定を受けた企業のうち、さらに進んだ取組を行う企業に対する特例認定制度が新たに設けられました。



### 2. 認定に向けた企業の取組支援

#### (1)認定マーク、認定企業の周知

くるみん認定、プラチナくるみん認定を目指した企業の取組を促進するため、認定マーク、認定企業を学生や社会一般に対して周知し、認定マークの認知度の向上を図ります(別添4)。

#### (2)個別相談会の開催

くるみん認定やプラチナくるみん認定、両立支援等助成金活用による両立支援の取組推進について、毎週木曜日、個別相談会を開催します(別添5)。

時間：毎週木曜日 9:30~16:00

場所：福井労働局(福井市春山1丁目1番54号)

## 【添付資料】

- 別添 1 認定企業の主な取組内容
- 別添 2 県内認定企業一覧、一般事業主行動計画策定・届出状況
- 別添 3 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充
- 別添 4 リーフレット「くるみんで『育てる企業』育っています」
- 別添 5 個別相談会のご案内

## (参考)

次世代法（次世代育成支援対策推進法）とは？

企業・国・地方公共団体に、時代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための行動計画を策定することを求めている法律です。

従業員数 101 人以上の企業は、行動計画を策定、周知・公表し、都道府県労働局に届出を行うことが義務付けられています（従業員数 100 人以下の企業は努力義務）。

次世代法に基づく認定とは？

行動計画を策定・実施し、男性の育児休業取得などの一定の基準を満たした企業は、申請により「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。